

臣、瞻臣、阿閉臣、狹々城山君、筑紫國造、越國造、伊賀臣、凡七族之始祖也。

〔日本書紀清寧〕二年十一月、依大嘗供奉之料、遣於播磨國司山部連先祖、伊與來目部小楯、

〔續日本紀聖武〕神龜元年三月辛巳、左大臣正二位長屋王等言、伏見二月四日勅、藤原夫人后宮子娘

天下皆稱大夫人者、中伏聽進止、詔曰、宣文則皇太夫人、語則大御祖、追收先勅、頒下後號、

〔三代實錄清和〕貞觀十一年十二月十四日丁酉、遣使者於伊勢大神宮奉幣、告文曰、中況掛毛畏岐

皇太神波、我朝乃太祖、止御座天、食國乃天下、乎照賜比護賜、下略

〔諸例集四〕一高祖父之親、并曾祖父之兄弟等唱方之儀

朱書初鹿野河内守答
朱書四月九年天保七日井伊掃部頭殿家來合問合

一高祖父之親を高曾祖父と唱候儀も御座候哉、又者外に唱方も御座候哉、

高祖父之親者先祖と唱候事に候

出自
〔新撰姓氏錄序〕枝別之宗特立之祖、書曰、出自、略

〔訂正新撰姓氏錄〕姓氏錄を校合たる大むね

一序に、三體三例といふことあり、三體は、神別、皇別、諸蕃にて、誰もよくえれることにて論なし、
つぎに三例といふは、出自、同祖、之後、と三つにて、此三つのえるしぎまによしあること也、

まかれども、今の姓氏錄は、抄録の書たる故に、すべてのさまもみだりがはしく、まどけなきさまのみしたれば、天皇の御事をふるせるに、實の大御名をふるせるかと思は、ゆぐりな此三

例も、分明にはわかれがたき中に、出自となるは、枝別之宗特立之祖をいふとありて、三例の中

にも、とりわきて祖事つまびらかに、正しき氏とみゆれば、皇別神別ともに之後などあるに比